

経 済 産 業 省

26保電安第1号

平成26年2月20日

一般社団法人日本風力発電協会

代表理事 長田 哲朗 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠

今冬の落雷に起因すると推定される事故を踏まえた発電用風力設備に対する当面の落雷対策等について

今冬の落雷に起因すると推定される事故に関し、平成25年12月3日及び同年12月27日付けで落雷対策に係る周知依頼を行ったところですが、平成26年2月14日に産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ（第1回）において、各事故に対する原因究明や落雷対策について検討を行いました。

今冬に落雷事故が発生した発電所においては、引き続き事故原因の究明及び再発防止対策の実施を可能な限り早急に行うことが必要ですが、今冬に事故が発生していない発電所においても、今冬に発生した落雷事故の調査状況を踏まえつつ、設備の立地状況や落雷状況に鑑み、適切な設備・運用上の対策に一層取り組むことが必要であると考えられます。

このため、公共の安全の確保の観点から、発電用風力設備の安全管理に万全を期すため、全国の発電用風力設備の設置者に対し、当面の落雷対策について、各産業保安監督部（支部等を含む）を通じて周知することとしました。

また、新たに火災事故やブレード破損事故が発生していることから、本事故についても、同様に周知することとしました。

さらに、京都府から太鼓山風力発電所における風車落下事故に対する再発防止対策に関し、ナセルとタワートップフランジとの接合部であるボルトに係る亀裂等発生への対応及び保安点検の具体的な実施内容等に係る報告がなされており、風車の製造事業者が同じである他の事業者における安全対策に参考になると考えられることから、併せて同報告の内容を周知することとしました。

つきましては、貴協会におかれましても、貴協会員に対し、下記のとおり、周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 今冬の落雷に起因すると推定される事故を踏まえた当面の落雷対策

平成25年12月3日に周知した対応を確実に実施することを前提としつつ、以下の対策を、複数組み合わせることで取り組むこと。

（1）直接的な事故防止及び被害拡大防止対策

- ①－１ 当初想定以上の雷撃に対応する設備への改造
 - ①－２ 雷撃によるレセプターの脱落に対応する設備への改造
 - ② 強風下等における雷接近時の運転停止
 - ③ 直撃雷センサーの設置及び落雷時の運転停止、安全点検の速やかな実施
 - ④ 取扱者以外の者に対する注意喚起の強化（周囲の適切な場所への表示（標識設置等）や周知等の検討）
 - ⑤ 強風後及び設備近傍への落雷後の安全点検の実施
 - （２） 間接的な事故防止対策
 - ⑥ 落雷事故や保守点検情報の業界内共有
- ２． 新たに発生した火災事故及びブレード破損事故について
別紙１ 参照
- ３． 太鼓山風力発電所における風車落下事故に対する再発防止対策
別紙２ 参照